

○国立大学法人筑波技術大学施設環境防災委員会規程

〔平成17年10月3日  
規程第22号〕

最終改正 令和5年6月28日規程第33号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則(平成17年規則第1号)第22条の規定に基づき、施設環境防災委員会(以下「委員会」という。)に關し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 施設に係る基本計画の立案に関する事項
- (2) 施設環境の整備に関する事項
- (3) 施設に係る障害補償環境の基本計画及び整備に関する事項
- (4) 施設の点検・評価及び有効活用に関する事項
- (5) 防災の基本計画の策定及び実施に関する事項
- (6) 防災に関する学内規則及び防災マニュアルの整備に関する事項
- (7) 自衛防災隊に関する事項
- (8) 防災教育と防災訓練に関する事項
- (9) その他施設環境及び防災に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 産業技術学部長又は産業技術学部長補佐
- (2) 保健科学学部長又は保健科学学部長補佐
- (3) 障害者高等教育研究支援センター長又は副センター長
- (4) 保健科学部附属東西医学統合医療センター長
- (5) 保健管理センター長
- (6) 学生寄宿舍主任 天久保地区・春日地区 各1名
- (7) 財務課長
- (8) その他各部局から推薦され、学長が指名する者 若干名

(任期)

第4条 前条第7号及び第9号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

2 前項の委員長及び副委員長を指名するに当たっては、各部からそのいずれかを指名する。

- 3 前項に定めるもののほか、第3条第8号に規定する財務課長を副委員長とする。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、必要に応じ、委員会から付託された事項を調査・審議させるため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、委員長が指名する者をもって組織する。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、財務課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月17日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。